

議 事 録

令和3年度第3回 伊賀市国民健康保険運営協議会

日 時 令和4年2月10日(木)午後1時30分

場 所 伊賀市役所 501 会議室

令和3年度第3回伊賀市国民健康保険運営協議会議事録

【開催日】 令和4年2月10日（木）
午後1時30分～

【開催場所】 伊賀市役所 本庁 501会議室

（事務局）

失礼いたします。定刻となりましたので、ただ今から令和3年度第3回伊賀市国民健康保険運営協議会を開催させていただきます。

本日の会議ですが、過半数の委員の出席があり、各号に定める委員お一人以上が出席されておりますので、運営協議会規則第6条に基づき、会議が成立しておりますことを報告いたします。

それでは、冒頭にあたりまして、市長からご挨拶を申し上げます。

（市長）

委員の皆さんには、ご多用中にもかかわらず、令和3年度第3回国民健康保険運営協議会にご出席くださりまして、ありがとうございます。

また、日頃は市政全般にご理解とご協力をいただいておりますことに、厚くお礼を申し上げます。

この1月から、委員の皆さんの任期が、新たにスタートしました。再任された方、新任の方、就任について快くご承諾いただき、ありがとうございます。これから3年間、どうぞよろしくお願ひいたします。

さて、医療保険の分野でもデジタル化が進み、昨年の10月から、マイナンバーカードが保険証として利用できるようになりました。国では、マイナンバーカードを通して健診結果や服薬状況なども、医療関係機関で閲覧でき、本人の診療及び健康維持につなげることができるよう、環境整備を進めています。

特に、健康維持についてですが、先頃、令和元年度の日本人の健康寿命について、厚生労働省の推計が出ました。男性は72.68年、女性は75.38年で、年々上昇しています。全国でみると、三重県は、男性が16位でしたが、女性は1位となりました。今後とも、長く健康を維持できるよう、保健事業について啓発していきたいと考えています。

しかしながら、国保に関しては、依然として事業会計の厳しい状況を鑑み、今年度に引き続き、来年度も国保税率を見直すため、今月開会する議会定例会に、「国保税条例」の改正について提案する運びとなっております。

本日、皆さんには、議会に提出する条例改正（案）と予算（案）について、ご協議いただきたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

今後とも、国民健康保険制度が加入者の皆さんの支えになるよう、委員の皆さんには、引き続きご指導くださいますようお願い申し上げますとともに、収束の見えないコロナ

禍ですが、くれぐれもご自愛くださいますようお願い申し上げます。本日は、よろしくお願いいたします。

(事務局)

市長は、この後、別の公務がありますため、ここで退席させていただきます。

ご案内のとおり、委員様の任期が1月から新たに始まり、本日が初めての会議となりますので、お名前を紹介させていただきます。本日配布しました委員名簿をご覧ください。

(名簿の順に名前を読み上げ)

以上、21名の委員様です。よろしくお願いいたします。

次に、会長の選任をしていただきたいと思います。国民健康保険法施行令の規定に基づき、委員の皆さんに選んでいただきたいと思いますのですが、いかがでしょうか。

(委員)

事務局に一任します。

(事務局)

それでは、事務局から推薦させていただいてよろしいでしょうか。では、公益を代表する委員から、佐治委員を会長にお願いしたいと思いますが、皆さんいかがでしょうか。

(委員)

異議なし。

(事務局)

ご異議なしということで、佐治委員を会長に選任させていただきます。会長様、前の席へご移動をお願いいたします。

それでは、事項書の3番、議事に移らせていただきますが、運営協議会規則第5条では、協議会の議長は、会長が当たると規定しておりますので、以後の事項の進行につきまして、佐治会長様にお願いしたいと存じます。

(会長)

委員の皆さん、本日はお忙しい中をご出席いただきありがとうございます。

引き続き、国保運営協議会の会長を務めさせていただきます。上野商工会議所の佐治と申します。よろしくお願いいたします。微力ではございますが、皆様のご協力をいただきまして進めてまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

全国的にコロナのまん延に歯止めがかからない中、感染者数は引き続き深刻な状況にあり、社会生活においても、不要不急の外出や会食を控えるなど、我慢が強いられています。

本日の会議は、できるだけ席の間隔をとり、換気に留意して開催されていますので、皆さん、最後までよろしくお願いいたします。

それでは、事項書に基づき会議を進めます。議事に先立ちまして、議事録署名人の選出について、私から指名させていただきますがよろしいでしょうか。

(委員)

異議なし。

(会長)

それでは、保険医又は保険薬剤師を代表して、黒田委員さんをお願いします。では議事の1番、条例改正について、事務局から説明をお願いします。

(事務局)

失礼いたします。説明に入らせてもらう前に、資料のご確認をお願いいたします。資料1から6につきましては、あらかじめ郵送させていただき、お持ちいただいていることと思います。本日、机に置かせていただきましたのが、運営協議会の委員名簿です。

皆さま、不足はございませんでしょうか。

それでは、議事の1、条例改正について説明させていただきます。

今回の条例改正内容は大きく分けて2つあります。

1つ目は税率等の改正です。

前回、11月の運営協議会でも説明いたしましたとおり、伊賀市国民健康保険特別会計の基金については、残高が非常に少なく、今年度の歳出の状況によっては基金がほぼなくなる状況です。そのため、今年度、国保税率等の引き上げを行いました。引き続き、来年度も引き上げを行いたいと考えています。

まず、本日お配りした資料1-1「国民健康保険税の税率等について」をご覧ください。これは、昨年度の第3回の運営協議会の席上で配布したものでございます。

ご覧いただいておりますとおり、国民健康保険税については、医療給付費分、後期高齢者支援金分、介護納付金分に分かれており、それぞれに所得割、均等割、平等割と分けて課税されています。

これは、昨年度の資料ですので、現行というところは「令和2年度」と読み替えていただければと思います。

まず令和3年度、今年度ですが、そこにありますように医療給付費分では所得割を7.08%、均等割を26,600円、平等割を22,000円に、後期高齢者支援金分では、所得割を2.07%、均等割を7,800円、平等割を6,200円に、介護納付金分については所得割を1.97%、均等割を9,700円、平等割を5,200円といたしました。

令和4年度には、医療給付費分では所得割を7.11%、均等割を29,300円、平等割を22,000円に、後期高齢者支援金分では、所得割を2.33%、均等割を9,500円、平等割を6,700円に、介護納付金分については所得割を2.22%、均等割を11,600円、平等割を5,900円にしたいと考えております。

2つ目は未就学児の国保税被保険者均等割額の減額に係るものです。

これは、「全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律」により、地方税法第703条の5の国民健康保険税の減額を定めた規定に第

2項として、未就学児の被保険者がある場合に条例で被保険者均等割額を減額する規定が追加されたことに伴い、減額の基準が規定されたことから、その基準に従い減額する内容にするよう条例を改正するものです。

資料1-2をご覧ください。この表は国や県の会議で使用されているものですので、保険料となっていますが、伊賀市では保険税ですので、保険税と読み替えてください。

1の現状及び見直しの趣旨にもありますように、国保税は応益（均等割・平等割）と、応能（所得割・資産割）に応じて設定されています。ただし、本市では資産割は設定をしておりません。その上で、低所得世帯に対しては、応益保険税の軽減措置が講じられています。

今回、子育て世帯の経済的負担軽減の観点から、国・地方の取組として、国保制度において子どもの均等割保険税を軽減します。対象は、全世帯の未就学児です。

「軽減イメージ」の図をご覧ください。未就学児の均等割額の軽減を表したものがこの図になります。縦軸が保険料額、横軸が所得金額となっています。7割、5割、2割軽減と書かれた上の部分の線から下が均等割額を示しています。この均等割額が、未就学児の場合、5割が公費で負担されます。

図の右側、もともと軽減がない未就学児の場合は均等割額の5割が減額されます。

2割の軽減の対象の未就学児の場合、従来は残りの8割が保険税として課税されています。しかし、今後は、8割の半分、すなわち4割が減額されることから、もともとの軽減の2割にプラス4割が軽減されることになり、合計6割の軽減となります。

同様に、5割の軽減対象の未就学児の場合、保険税となる5割のさらに5割が軽減されることから、もとの5割にプラス2.5割で、7.5割が軽減されます。

7割の軽減対象の未就学児の場合、残りの3割の半分の1.5割を減額することから、7割プラス1.5割で合計8.5割の軽減となります。

続いて、資料1-3をご覧ください。ここには、例1として夫婦と12歳と10歳の子供2人の4人世帯の場合、例2として、年金収入の夫婦2人の世帯の例を挙げ、令和3年度と条例改正後の令和4年度の場合で比較しています。試算からは、例1では前年に比べ37,500円の負担増となり、一人当たり9,375円の増、例2では10,000円の負担増となり、一人当たり5,000円の増となります。

ただし、例1の世帯の子どもが未就学児である場合が2枚目です。子どもが未就学児である場合は前年に比べ、反対に38,800円の負担減となります。

これは、一例であり、実際には収入状況や世帯構成によって異なります。

これら、税率等の改正と、未就学児の国保税被保険者均等割額の減額について、条例を改正する部分を新旧対照表にまとめたものが、資料1です。

条例を改正する箇所はそれぞれ資料1の下線を付したところをご覧ください。この条例は令和4年4月1日から施行する予定です。

以上で説明を終わらせていただきます。

（会長）

ありがとうございました。説明が終わりましたが、ただいまの件につきまして、ご質問等ございませんか。

(委員)

4年度に記載してある数値は、県から示された数値ですか。

(事務局)

国保税を賦課するにあたり、県から、医療給付費分、後期高齢者支援金分、介護納付金分について、市町に応じた率が提示され、それを参考に各市町が保険税率を設定しています。この税率は、昨年度の第3回運営協議会で出させていただいたものですが、その際に、コロナ禍のため、令和3年度の上げ幅は、県が提示する率の半分程度にとどめ、2か年かけて、県が提示する数字まで引き上げたいと説明いたしました。そして、今年度、国保会計を運営する中で、基金が4千万円余り残っていましたが、12月議会で、そのうち約3千5百万円を繰り入れないと運営していけないことから、補正予算を組みました。税の上げ幅が半分では、赤字になり、もう、基金がほとんど残っていない状況です。したがって、令和4年度も税率の引き上げをさせていただき、会計を運営したいと考えています。

(委員)

率を上げることについては、被保険者に対して、きちんとした説明をお願いします。

(会長)

市では、周知の方法を、どのように考えていますか。

(事務局)

今年度、率を上げさせていただくにあたり、広報紙に掲載したり、納税通知書にチラシを同封して説明させていただきました。今回も、同様にお知らせしたいと考えています。

(会長)

チラシでは、なかなか理解いただけないこともあろうかと思いますが、周知に努めていただくようお願いします。

(委員)

この率は、市町でそれぞれ違うと思いますが、引き上げによって、だいたいどれくらいの位置になりますか。

(事務局)

県内14市では、所得割の率で一番高いところが8.22%、どの市も6%台から8%台となっています。前回の運営協議会で説明しましたとおり、本市は、一人あたりの医療費が高く、保険税が低いという状況で、令和2年度の税額を見ますと、県内29市町中23位という状況でした。ただ、令和3年度は税率を上げたため、この結果は、国保連合会等が、各市町の税率をとりまとめ、改めて示されることとなりますが、これまでは、県平均から1万円以上低い状況で運営してきました。

(会長)

他にありませんか。では、議事の2番、令和3年度国保事業特別会計補正予算について、説明をお願いします。

(事務局)

それでは、令和3年度国民健康保険事業特別会計補正予算(案)について説明させていただきます。資料2・資料3をご覧くださいと思います。予算ですので単位を千円としています。

まず、資料2の事業勘定ですが、1ページの歳入合計の欄及び2ページの歳出合計の欄に記載してありますように、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億2,678万2千円を増額し、補正後の額をそれぞれ93億2,798万2千円としています。次に資料3の直営診療施設勘定ですが、1ページの歳入合計の欄及び2ページの歳出合計の欄に記載してありますように、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ638万5千円を減額し、補正後の額をそれぞれ2億1,743万2千円としています。

それでは、事業勘定の歳出から説明しますので、資料2の2ページをお開きください。第1款総務費ですが、161万6千円を減額し、補正後の額を1億2,797万9千円としています。第2款 保険給付費ですが、昨年3月から11月までの9ヶ月間の給付費を参考に見込んで1億4,393万5千円を増額しています。第3款 国民健康保険事業費納付金に補正はありません。第4款 保健事業費では、1,553万7千円を減額しています。第5款 公債費、第6款 諸支出金、第7款 予備費に補正はありません。

次に、歳入について説明しますので1ページをご覧ください。

第1款 国民健康保険税では、7,547万円を減額しています。第2款 使用料及び手数料は、43万6千円の減額です。第3款 県支出金では、1億8,068万9千円を増額しています。内訳としましては、説明欄に記載のとおりです。第4款 財産収入ですが、当会計には保険給付費支払準備基金、高額療養費貸付基金及び出産費資金貸付基金の3つの基金がありますが、それらの基金から生じた利子で24万円を減額しています。第5款 繰入金では、2,649万3千円を増額しています。内訳としましては説明欄に記載のとおりです。第6款 繰越金の補正はありません。第7款 諸収入では、927万1千円を減額しています。第8款 国庫支出金では501万7千円の増額です。新型コロナウイルス感染症対応分補助金です。

続きまして令和3年度直営診療施設勘定診療所費補正予算(案)について、資料3をご覧ください。

まず、歳出から説明しますので2ページをご覧ください。

第1款 総務費では、一般管理費で38万5千円を減額しています。第2款 医業費では600万円を減額しています。医薬品衛生材料費での減額です。第3款 公債費、第4款 予備費、第5款 前年度繰上充用金の補正はありません。

次に1ページの歳入をご覧ください。

第1款 診療収入では、各診療収入を合わせ、696万1千円を減額しています。第2款 使用料及び手数料は、補正がありません。第3款 繰入金では、へき地診療所運

営補助金の増を見込み、57万6千円を増額しています。第4款 繰越金、第5款 諸収入では補正がありません。

以上で令和3年度国民健康保険事業特別会計補正予算（案）の説明を終わりますが、直営診療施設勘定は最終的に赤字となり、令和4年度予算から繰上充用をさせていただくことになると予測しています。よろしくお願ひします。

（会長）

説明が終わりました。ただいまの補正予算につきまして、ご質問等ございませんか。

（委員）

歳入ですが、国民健康保険税で滞納繰越分というのがありますが、これはどういうものですか。

（事務局）

税収入には現年課税分と滞納繰越分とがあり、現年分は、今年度に賦課させていただいた分です。滞納繰越分は、今年度より前に賦課させていただいた分ですが、お支払いいただかず残っているため、引き続き、収入すべきとされている分です。

（委員）

これは、市で収入して、国へ納めないといけないのですか。

（事務局）

歳入の国民健康保険税をご覧いただいておりますが、この税のほかに、県からの交付金をはじめ、いろいろなお金が収入され、下に記載してある歳入合計になっています。それに対して、裏面の歳出の中で、第3款の国民健康保険事業費納付金、これが県へ支払うお金です。この納付金を支払うために、各市町では国民健康保険税率を設定して、皆さんに納めていただいております。

（委員）

この国保税以外にも、いろいろな税がありますが、税を納めていない市民の方がおられます。特に、国民健康保険では、保険税を納めていなくても、保険証を出せば一部負担金で診療が受けられることとなりますが、そのあたりは、どうお考えですか。

（事務局）

国保では、保険税を納めていただくことで、保険証を交付しております。国保税を納めていただけない場合には、保険証はお渡しできないことになるため、滞納が無いように、一括での納付が難しい場合は分割するなどの方法をとらせていただき、納付をお願いしています。ただし、特別な理由がなく、全く納付していただけない場合は、保険証を返却いただく措置をとっています。

(委員)

滞納額が出ている以上、誰がいくら支払ってないかわかっているはずなので、納付がなされるよう努力していただきたいと思います。

(会長)

他にありませんか。

(委員)

歳出で、出産育児一時金が減額になっています。出産数が減っているということですが、率として、2割を超える減となっています。コロナの影響もあるのかもわかりませんが、これぐらいの出産数だろうと見通した額ということではよろしいですか。

(事務局)

減額の理由は、おっしゃる通り、出産数が減っているということです。出産育児一時金は、1件につき42万円の予算ですので、件数によって大きく減額され、率としては大きくなっています。保険給付費全体が増額となっている中で、出産育児一時金のみ減額となっておりますが、年度の最終となる補正予算ですので、件数を精査して計上しています。

(委員)

今後、伊賀市で、しっかりと子育てや出産ができるというようなイメージを持っていただくためにも、広報等でアピールされ、この出産育児一時金の増額につながればよいと思います。

(会長)

ありがとうございます。近年は共働きの世帯も多く、社会保険へ移行している方も増えていると思いますが、その影響もあるのでしょうか。

(事務局)

はい。そのあたりも含めて、減っている出産数を見込んで減額させていただきました。子育てしやすい施策について、市で考えていく中で、出産数も増えていったらうれしいことだと考えています。

(会長)

皆さん、他にありませんか。

(委員)

所得割と資産割の説明があり、伊賀市は資産割を賦課していないということですが、いつ頃なくなったのですか。過去には、あったと記憶していますが。

(事務局)

平成25年から、なくしています。

(委員)

他の市町村で、資産割を賦課しているところがありますか。

(事務局)

あります。県内14市では、5市が資産割を賦課しています。

(会長)

他にありませんか。それでは、議事の3番、令和4年度国保事業特別会計当初予算について、説明をお願いします。

(事務局)

令和4年度国民健康保険事業特別会計予算(案)について説明させていただきますので、資料4、資料5をご覧ください。

まず、資料4の事業勘定ですが、2ページをご覧ください。その欄の下に記載してありますように、予算額を歳入歳出とも90億7,159万5千円、また、資料4の直営診療施設勘定診療所費では、2ページの一番下の欄に記載してありますように、予算額を歳入歳出とも8,452万8千円としています。

では、事業勘定から説明させていただきます。資料3をご覧ください。

先に歳出について説明しますので、2ページをお開きください。

第1款 総務費ですが、前年度より32万6千円を増額しています。内訳につきましては説明欄のとおりです。第2款 保険給付費は、前年度より5,335万1千円を減額しています。令和2年度診療分の実績等から試算しました。また、出産育児一時金は上限額42万円で、45件を見込んでおり、葬祭費は1件5万円で、150件を見込んでいます。第3款 国民健康保険事業費納付金は、前年度より4,516万4千円を減額しています。納付金は、県が県全体の医療費を見込み、これを基に各市町の所得水準や被保険者数、医療費水準等に応じて、市町ごとの納付金を算定してくるため、県に支払いをします。第4款 保健事業費は、前年度より198万7千円を増額しています。第5款 公債費は、一時借入金利子で、前年度より10万円増額しています。第6款 諸支出金、第7款 予備費は前年度と同額としています。

続きまして歳入について説明しますので、1ページをご覧ください。

第1款 国民健康保険税は、前年度より984万9千円を減額し、16億9,033万6千円としています。調定額及び収納率は説明欄のとおりです。第2款 使用料及び手数料は、前年度と同額です。第3款 県支出金は、前年度より4,985万1千円を減額しています。第4款 財産収入は3つの基金から生じる利子分で、前年度より30万3千円を減額しています。第5款 繰入金につきましては、前年度より1,605万円の減額です。内訳は説明欄に記載のとおりです。第6款 繰越金は前年度より1,990万円を減額しています。第7款 諸収入は前年度より14万9千円減額しています。次に直営診療施設勘定診療所費について説明しますので、資料5をご覧ください。

先に歳出について説明しますので2ページをご覧ください。

第1款 総務費では、前年度より63万4千円を減額し、4,833万9千円としています。職員人件費と施設の維持管理等の経費です。第2款 医業費では、前年度より531万7千円を減額しています。第3款 公債費、第4款 予備費は昨年度と同額を計上しています。

続いて1ページの歳入をご覧ください。

第1款 診療収入は、前年度より571万2千円を減額し、7,491万4千円としています。第2款 使用料及び手数料は、前年度と同額です。第3款 繰入金は、前年度より22万7千円を減額しています。これは、事業勘定からの繰入金で、へき地診療所の赤字に対する補助金と、山田診療所の債務返還相当額です。第4款 繰越金は3万円を計上しています。第5款 諸収入では前年度より1万2千円を減額しています。

以上で、令和4年度国民健康保険事業特別会計予算（案）の説明を終わらせていただきます。よろしく申し上げます。

(会長)

説明が終わりました。ただいまの当初予算につきまして、ご質問等ございませんか。

(委員)

国保税ですが、予算の調定額と、先ほどの資料1-1の調定額とが違うのはなぜですか。

(事務局)

資料1-1を作成した時期が令和2年度で、今回の予算を試算した時期とは加入者数等が変わっていますので、調定額に違いが出ています。被保険者数が、年々減ってきているためです。

(委員)

保険税を値上げするのに、前年度より予算額が下がっているのは、収納率が関係していますか。

(事務局)

被保険者数が減っていることで、前年と同じ収納率をかけても減額となっています。

(委員)

引き続き、収納率の向上に努力していただきたいと思います。

(会長)

ありがとうございます。他にありませんか。では議事の4番、令和4年度伊賀市国民健康保険保健事業について、説明をお願いします。

(事務局)

令和4年度伊賀市国民健康保険保事業について説明させていただきます。資料6をご覧ください。

まず、脳ドックにつきましては、対象者を伊賀市国民健康保険被保険者で、昭和22年6月2日から昭和57年6月1日生まれの方を対象に実施させていただきます。

募集人数は今年度と同様に420人、実施期間は令和4年6月1日から令和5年2月28日とします。検査内容につきましても今年度と同様です。検査費用につきましては、37,100円とさせていただきます、実施医療機関は今年度と同様に3つの医療機関で実施する予定です。ちなみに、今年度受診券を発行しました420人に対し、12月末で384人が受診しました。

次に、簡易人間ドックにつきましては、対象者を伊賀市国民健康保険被保険者で、昭和22年6月2日から平成4年6月1日生まれの方を対象に実施させていただきます。

募集人数は、今年度と同様に610人、実施期間は6月1日から11月30日とします。検査内容ですが、新型コロナウイルス感染拡大の状況により今年度と同様に、胃内視鏡検査実施については、医師会と協議の上、5月の受診券送付までに最終決定を行い、受診者には通知を行いたいと思います。検査費用につきましては、35,800円、そのうち自己負担額は今年度と同様に8,700円とさせていただきます。前立腺がん検査を実施した場合は、1,430円増の37,230円とし、そのうち自己負担額は500円の追加といたします。ちなみに、今年度受診券を発行しました508人に対し、449人が受診しました。

次に、特定健康診査については、三重県健診あり方検討調整会議で三重県医師会との協議により、検査項目が決定されます。この会議につきましては、今後の開催となりますため、現時点では今年度と同じ内容で実施するよう計画しております。費用につきましては、三重県から示されている案が11,260円です。自己負担額につきましては、今年度と同様に無料とします。詳細につきましては、三重県健診あり方検討調整会議の結果を受けて、医師会と協議させていただきます、令和4年度の内容等を決めさせていただきたいと考えています。また、特定健診については引き続きがん検診との同時実施と集団健診の実施を計画しています。

以上、令和4年度伊賀市国民健康保険保健事業について説明を終わらせていただきます。

(会長)

説明が終わりました。ただいまの件につきまして、ご質問等ございませんか。

(委員)

先ほどの予算とも関連するのですが、健診の支出が減っているということは、健診率が下がったと考えてよろしいですか。説明の中で人数は報告がありましたが、健診率がわかったら教えてください。

(事務局)

率ではありませんが、ドック関係の状況としては、令和2年度の簡易人間ドックの受診者が387人に対し、今年度は現時点で449人。脳ドックでは、令和2年度の受診

者が392人に対し、今年度は現時点で384人です。脳ドックは、2月末が期限のため、もう少しありますが、以上の人数が受診されています。

(委員)

特定健診を含めた健診率等は、先ほどの補正予算では減額になっているので、差があるように認識したのですが。

(事務局)

当初予算を計上する際には、特定健診では当該年度の目標健診率があり、その率に健診費用をかけて予算としています。補正予算を計上する時期になりますと、おおよその受診者数もつかめてきますので、そこで減額することになります。前年度と比較して受診率がどうなっているかは、今の時点では最終の状況がわからないため、報告できませんが、減額の理由としては以上のことでございます。

(会長)

他にありませんか。

(委員)

簡易人間ドックで、胃の内視鏡検査は、今でも行われているのですか。現状を教えてください。

(事務局)

胃の内視鏡検査は実施しています。バリウムと内視鏡検査は、並立して実施しています。ただし、コロナの関係で、今年度と昨年度については、内視鏡検査は実施していません。

(委員)

両方する人もいるのですか。それとも、どちらか選んでいただくのですか。また、何割ぐらいが内視鏡で受けていますか。

(委員)

受診者に選んでもらっていますが、内視鏡が増えてきているように思います。ただし、これはコロナの前の状況です。医師会との協議では、コロナにより内視鏡はやめることになったと聞いています。

(事務局)

この2年間は、内視鏡検査は実施していませんが、その前年の内視鏡検査の受診率は調べてみたいと思います。

(会長)

他にありませんか。

(委員)

特定健診の、令和3年度の受診率は出ていますか。

(事務局)

今年度の分は、まだ出ていません。

(委員)

予測はどのくらいですか。市から、受診率を上げたいという話を聞いていますが。

(事務局)

11月末に受診期間が終了しまして、国保連合会から、受診状況の報告が届いている最中です。特に、規模の大きい病院については、まだまだ増えていくと思われまので、現時点では見込めない状況です。ただし、1月末では、受診された方が5,080人と報告を受けています。

(委員)

特定健診で、例年、受診が増えるのが11月です。かけこみ受診の状況ですが、11月はインフルエンザの予約も入ってきて、一番忙しくなります。中には、他の病院で健診の予約を断られた方も結構おられます。一度、7月や8月など、少ない時期の受診者数の統計もとってみたいと思います。そのうえで、市民の皆さんに、この時期が空いているということをお知らせすれば、密になることも防げるし、もう少し受診率も上がると思います。

(事務局)

今、聞かせていただいたことを市民の皆さんにお知らせして、早めに予約を入れて受診してもらえるようにしたいと思います。

(会長)

他にありませんか。では、無いようですので、これで議事を終了します。

それでは、事項の最後、その他について、皆さんからご質問・ご意見等ございますか。

無いようですので、事務局から何かありますか。

(事務局)

本日ご承認いただいた条例改正案と予算案につきましては、今月開会の議会定例会に提案させていただきます。

なお、来年度の運営協議会の日程ですが、例年、第1回は、8月のお盆明けの頃開催しております。詳しい日程は改めて連絡させていただきますので、よろしくお願いたします。

(会長)

皆さん、よろしくお願いいたします。それでは、これで会議を終了させていただきます。本日はありがとうございました。